



別居を考えている皆さま・別居中の皆さまへ



婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

- ・別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、相手に、**自分の生活費や自立していない子どもの養育費等(婚姻費用)の一部**を請求することができます。
- ・話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

〈婚姻費用の金額の目安に関する法務省のHP〉 →



〈調停手続の概要に関する裁判所のHP〉 →



親子交流(面会交流)

- ・**親子交流(面会交流)**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流すること**をいいます。
- ・子どもがいる場合は、その健やかな成長のために、**親子交流(面会交流)**について**しっかりと話し合う**ようにしてください。〈法務省パンフレットはこちら〉 →



児童手当の受給者の変更

- ・離婚に向けて別居していて、生計を同じくしていないときは、**原則として**児童手当は、**児童と同居している人に支給**されます。また、配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、受給者変更できることがあります。
- ・受給者変更の手続の詳細は、お住いの市町村(公務員の場合は勤務先)に確認してください。



ひとり親家庭等の相談窓口

ご心配事があればお気軽にご連絡ください

【お近くのお問い合わせ先】

市にお住まいの方	お住まいの市役所のひとり親担当課	
町または村にお住まいの方	お住まいの町村役場のひとり親担当課 または	
	岐阜地域福祉事務所 058-272-8215	[岐南町・笠松町・北方町]
	西濃県事務所福祉課 0584-73-1111 (239)	[養老町・垂井町・関が原町・神戸町・輪之内町・安八町]
	揖斐県事務所福祉課 0585-23-1111 (243)	[揖斐川町・大野町・池田町]
	可茂県事務所福祉課 0574-25-3111 (247)	[坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村・御嵩町]
	飛騨県事務所福祉課 0577-33-1111 (274)	[白川村]

【全般の相談先】

岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター 岐阜市数田南5-14-53 OKBふれあい会館第2棟9階
(各種相談(就業・育費)やセミナー開催を通じ、子育てと仕事の両立を図るお手伝いをしています)

TEL 058-268-2569

E-mail shien-gifu@sunny.ocn.ne.jp

ホームページはこちらから →



定期的に支援情報をお届けします!

LINE公式アカウント

友だち追加はこちらから →



月～土曜日9:00～17:00

HPにセミナー開催情報等最新情報を掲載しています。電話・メール相談・オンライン相談実施中。

DV(配偶者からの暴力)被害があるとき

- ・配偶者から暴力等を受けている方に向けて、**相談・情報提供・一時保護**などを受け付ける窓口を設置しています。**男性被害者も相談可能です**。詳細については、各配偶者暴力相談支援センターにご相談ください。


〈配偶者暴力相談支援センター一覧はこちらから〉 →




※離婚を考えている方は裏面をご覧ください。発行：岐阜県 健康福祉部 子ども女性局 子ども家庭課




財産分与

- ・離婚をしたときは、相手に対し、夫婦で取得した財産の清算を請求し、**お二人の財産を分ける**ことができます。
 - ・金額等について、話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。
- ※**離婚後2年間**の期間制限あり。
- 〈財産分与に関する法務省のHP〉 → 

年金分割

- ・離婚した場合、**お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ、自分の年金**とすることができます。
- ※**離婚後2年間**の期間制限あり。
- 〈年金分割手続の詳細〉 → 

子どもがいる方へ

〈離婚に関する法務省のHP〉
Q & Aや養育費解説動画、養育費と親子交流（面会交流）のパンフレット等が掲載されています。 ホームページはこちらから → 

○親権者

- ・未成年の子どもを持つ夫婦が協議離婚するときは、話し合いで**親権者を定める必要**があります。**子どものために、しっかりと話し合う**ようにして下さい。

○養育費


- ・**養育費**とは、**子どもが自立する（例えば大学等を卒業する。）までに必要な費用**を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。


○親子交流（面会交流）

- ・**親子交流（面会交流）**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流すること**をいいます。
- ・**養育費**や**親子交流（面会交流）**についても、**子どもの健やかな成長のために、しっかりと話し合う**ようにしてください。

○児童扶養手当

- ・離婚し、子どもをひとりで育てる方は、**児童扶養手当**を受給できる場合があります。
- ・受け取れる金額等は、受給される方の所得や監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。詳細については、お住まいの市町村に確認してください。

〈養育費に関する法務省のHP〉 → 

〈親子交流（面会交流）に関する裁判所のHP〉 → 

※**児童手当の受給者変更については表面をご覧ください**

【問い合わせ先】

- 自治体の**家庭相談窓口**について知りたい方や**DVIにお悩みの方**は、表面もご覧ください。

- 法的トラブルについてのお問合せは**日本司法支援センター（法テラス）**へ。



- 法務省のHP**では、離婚をするときに考えておくべきことを紹介しています。



- ひとり親家庭への支援策については、

岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センターHPをご覧ください。

